

## 南部清掃工場ごみ焼却灰運搬業務委託仕様書

南部清掃工場ごみ焼却灰運搬業務に関する仕様の大要は、次のとおりとする。受注者は、別に締結する南部清掃工場ごみ焼却灰運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

### 1 業務内容

南部清掃工場で発生するごみ焼却灰を、発注者が指示する日に横井埋立処分場へ運搬するものとする。

### 2 業務時間

この業務の作業時間は、月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、発注者が要請した場合及び承認した場合は、この限りではない。

### 3 車両及び業務量等

#### (1) 車両

車両は10tダンプトラック（車高3.75メートル以下かつ車長8.9メートル以下のものに限る。）とし、原則として深ボデー（ただし、1日に2台使用する場合の2台目については深ボデーでなくとも可）とする。

#### (2) 業務量

ごみ焼却灰運搬は、運搬量1トン当たりの契約とし、年間の運搬量は約6,250トン（1日の運搬量は、1台で約30トン、または、2台で約55トン）で灰ピットの残量によっては増減する場合がある。

#### (3) 運搬日程

ごみ焼却灰運搬の日程については、別に定める「ごみ焼却灰運搬実施計画書」に基づき運搬することとし、前月に翌月分の計画を定めるものとする。ただし、計画に変更が生じた場合はその都度協議する。

焼却炉定期整備等により、業務の一時休止（2月に12日程度）がある。

#### (4) 数量決定

北部清掃工場計量器による数値によって数量の決定とする。受注者は、運搬する車両の選定に当たっては、北部清掃工場のトラックスケール積載面サイズ（幅2.7m×長さ7.5m）に留意すること。

### 4 一般的事項

(1) 受注者は、ごみ焼却灰を運搬するに当たっては、シート等の器材を用いて覆いをし、焼却灰の飛散防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、ごみ焼却灰を運搬するに当たっては、ごみ焼却灰を発注者の指示する場所に搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

(3) 受注者は、ごみ焼却灰を運搬するに当たっては、各施設を管理する係員の指示及び定められた手順書に従い、安全に留意して業務を行わなければならない。

(4) 受注者は、ごみ焼却灰を運搬するに当たっては、道路交通法等関係法令を遵守するものとする。

(5) 受注者は労働安全衛生法に基づき、作業員（運転手）に「廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育」を行うとともに、必要に応じて適切な保護具を着用させなければならない。

(6) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。

(7) 南部清掃工場の焼却灰搬出場所はバック駐車にて灰積みを行うこと。

## 5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指示に基づき適正に処理するものとする。